

(別表1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標																						
I 現状																						
(1) 地域の災害リスク																						
(洪水：ハザードマップ) 当町のハザードマップによると、市街地地域において0.5mを超える浸水が予想されているほか、製造業が集積する広津、小祝地区では2m以上の浸水が予想されている。																						
(土砂災害：ハザードマップ) 当町に広津、今吉地区にある天仲寺山と土屋・鈴熊地区にある鈴熊山があり、共に土砂災害特別警戒区域に指定されている。特に天仲寺山の一円には、病院やスーパー等様々な生活関連事業を営む事業者が集積している。																						
(地震：J-SHIS) 地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で6%以上の確率で発生すると言われている。また、当町津波ハザードマップによると「南海トラフ巨大地震」及び「周防灘断層群主部の地震」による津波が満潮時に発生し、全ての堤防が決壊した場合、津波浸水想定区域では最大5m未満の津波が発生する。																						
(その他) 当町は1級河川の山国川と2級河川である佐井川に挟まれた九州一面積の小さな町である。佐井川については、これまで幾度も河川が危険水域を越えたことで避難指示が発令されている。																						
(2) 商工業者の状況																						
・商工業者等数 190事業者 ・小規模事業者数 155事業者																						
【内訳】																						
	<table border="1"><thead><tr><th>業種</th><th>商工業者数</th><th>小規模事業者数</th><th>事業所の立地状況等</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">商工業者</td><td>建設業</td><td>32</td><td>29</td><td>町内に広く分散している</td></tr><tr><td>製造業</td><td>19</td><td>13</td><td>海沿いに多い</td></tr><tr><td>小売業</td><td>60</td><td>48</td><td>広津・今吉地区に多い</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>79</td><td>65</td><td>町内に広く分散している</td></tr></tbody></table>	業種	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況等	商工業者	建設業	32	29	町内に広く分散している	製造業	19	13	海沿いに多い	小売業	60	48	広津・今吉地区に多い	サービス業	79	65	町内に広く分散している
業種	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況等																			
商工業者	建設業	32	29	町内に広く分散している																		
	製造業	19	13	海沿いに多い																		
	小売業	60	48	広津・今吉地区に多い																		
	サービス業	79	65	町内に広く分散している																		
(3) これまでの取組																						
1) 当町の取組 ・防災計画の策定、防災訓練の実施 ・防災備品の備蓄																						
2) 当会の取組 ・事業者BCPに関する国の施策の周知																						
II 課題																						
現状では、緊急時の取組について緊急連絡網の整備にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。																						

更には、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和2年4月1日～令和7年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・町内小規模事業者に、行政が開催する「吉富町防災講演会」への参加を促し、開催日当日に小規模事業者専用ブースを設置しBCP計画の推進、啓発を行う。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和2年度中に作成。

3) 関係団体等との連携

- ・事業継続力強化支援が必要と推察される事業所に対して巡回訪問を実施し、防災対策の必要性を啓発すると同時に、損害保険の適正な加入促進を図るべく必要に応じて連携協定を結ぶ「あいおいニッセイ同和損害保険㈱」に専門家派遣を依頼し個別相談会を開催する。
- ・「あいおいニッセイ同和損害保険」に専門家派遣を依頼し、損害保険に関する知識習得の場として商工会職員向けの研修会を開催する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・最低年に1度、事業継続力強化支援会議（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。また、必要に応じて専門家を招聘し改善策の検討を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（大雨による特別警戒が発令）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

警戒情報解除後、2時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警戒解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

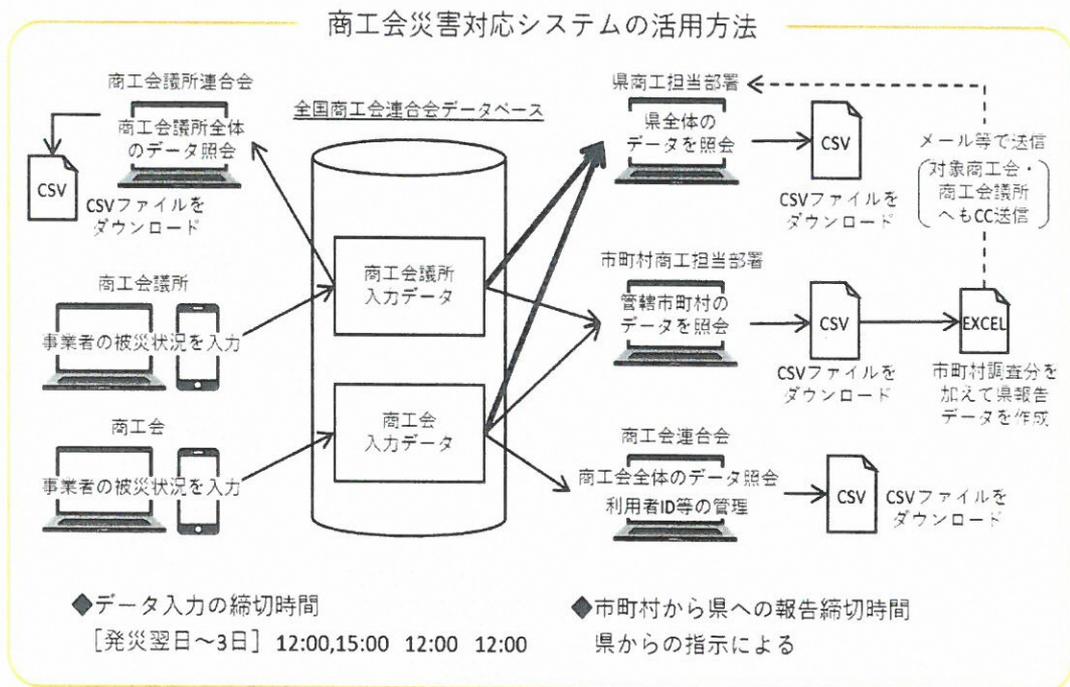
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

※被害が確認されない場合は、報告を行わない。

< 3. 発災時における連絡体制 >

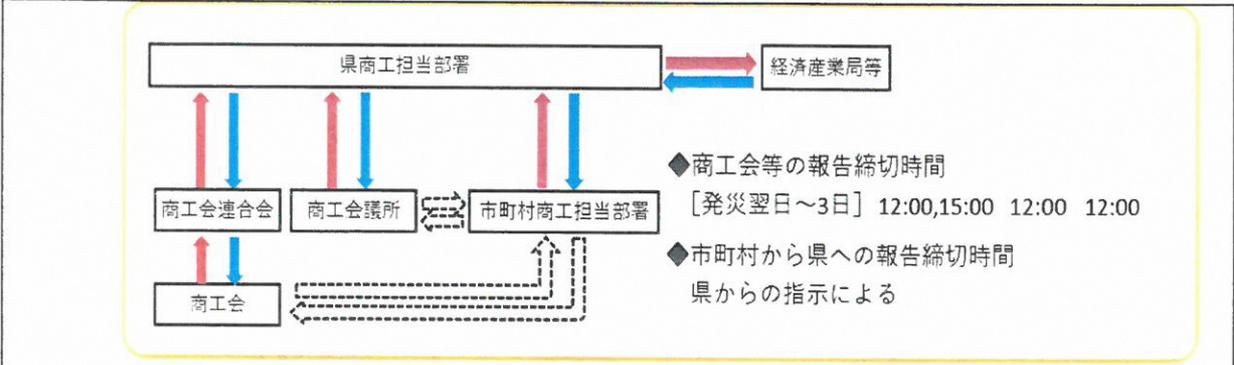
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当町より県の商工担当部署へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、吉富町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



・また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I
福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keiaishien@pref.fukuoka.lg.jp）】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況 提出日：令和○年○月○日

団体名：
記入担当者：

	被害箇所				被害状況		区分 (被災程度及び業種別)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください）	
記入例	○○市○○町○○丁目	—	輪○○製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水、度盤機2台が利用できない状況。	<small> 被害・被災箇所に該当する業種 被害・被災箇所に該当する業種 被害・被災箇所に該当する業種 被害・被災箇所に該当する業種 </small>
	△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。	
1							
2							
3							

※欄外に記入した情報は削除せずに、事後情報を追記していただきます。 ※用紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。 ※既に被害報告を済ませている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、吉富町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

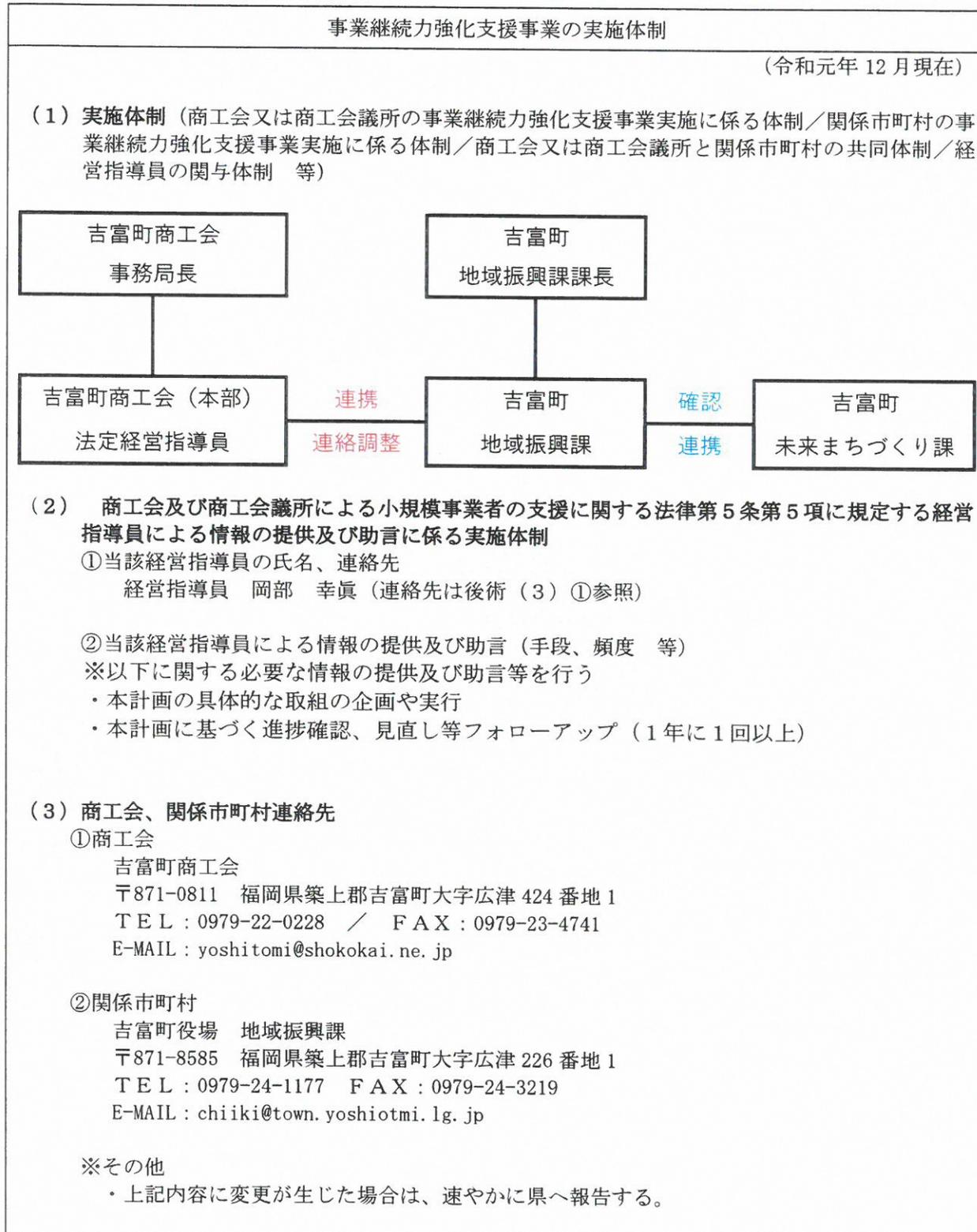
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

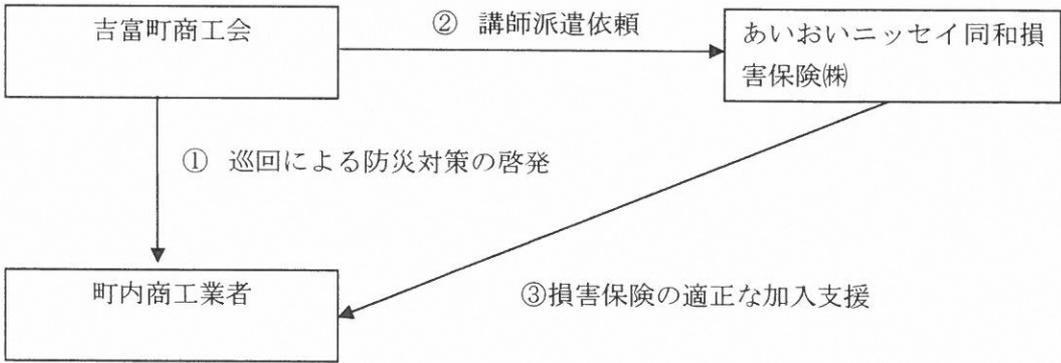
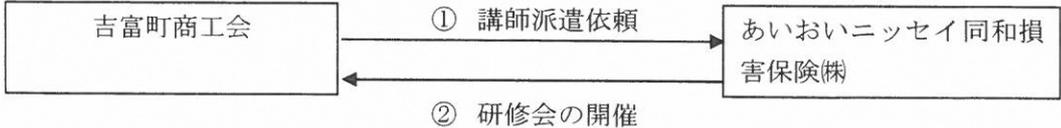
(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	210	210	210	210	210
・専門家派遣費	40	40	40	40	40
・協議会運営費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	60	60	60	60	60
・パンフ、チラシ 作成費	100	100	100	100	100

調達方法
会費収入、吉富町補助金、福岡県補助金、事業収入 等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
名 称：あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社 福岡支店 支店長：横山 和広 所在地：〒812-0018 福岡市博多区住吉 2-9-2 電話番号：092-282-6534
連携して実施する事業の内容
・事業継続力強化支援が必要と推察される事業所に対して巡回訪問を実施し、防災対策の必要性を啓発すると同時に、損害保険の適正な加入促進を図るべく必要に応じてあいおいニッセイ同和損害保険㈱に専門家派遣を依頼し個別相談会を開催する。 ・あいおいニッセイ同和損害保険㈱に専門家派遣を依頼し、損害保険に関する知識習得の場として商工会職員向けの研修会を開催する。
連携して事業を実施する者の役割
① 町内事業所に対して損害保険の適正な加入促進を行うための支援 ② 商工会職員の損害保険に関する知識習得の為の研修会開催における講師
連携体制図等
① 町内事業所に対して損害保険の適正な加入促進を行うための支援  <pre>graph TD; A[吉富町商工会] -- "② 講師派遣依頼" --> B[あいおいニッセイ同和損害保険㈱]; A -- "① 巡回による防災対策の啓発" --> C[町内商工業者]; B -- "③ 損害保険の適正な加入支援" --> C;</pre>
② 商工会職員の損害保険に関する知識習得の為の研修会開催における講師  <pre>graph LR; A[吉富町商工会] -- "① 講師派遣依頼" --> B[あいおいニッセイ同和損害保険㈱]; B -- "② 研修会の開催" --> A;</pre>